

GUNMA TEXTBASE 構想に係るフィールドワークおよび繊維産地分析業務仕様書

1 業務の名称

GUNMA TEXTBASE 構想に係るフィールドワークおよび繊維産地分析業務

2 契約期間

契約締結の日から令和8年12月31日(木)まで

3 業務の趣旨・目的

群馬県は、桐生産地をはじめとする国内有数の繊維産地を有しており、長年にわたり日本の繊維産業を支えてきた。一方で、産地を取り巻く環境は大きく変化しており、担い手不足、設備の老朽化、情報発信力の弱さ等、様々な課題が顕在化している。

本業務は、県内繊維産地（主に桐生産地を想定）をフィールドとして、繊維産業に精通した有識者、バイヤー、デザイナー等によるフィールドワークを実施し、産地が有するリソース（技術、人材、設備、ネットワーク等）を多角的に分析するとともに、今後産地として伸ばすべき分野や、新たに必要となる機能を明らかにすることを目的とする。

4 業務内容

本業務は、以下の内容を基本として実施するものとする。業務の目的を十分に理解した上で、それぞれの業務について、効果的かつ実現性の高い実施方法を提案すること。

(1) 事前調査・整理

- 桐生産地を中心とした県内繊維産業の現状整理
- フィールドワーク実施計画（視察先、調査視点、調査手法等）の作成
※計画内容については、県と協議のうえ決定すること。

(2) フィールドワークの実施

以下の関係者を桐生産地に招へいし、フィールドワークを実施すること。

- 繊維産業に造詣の深い有識者
- ファッション・テキスタイル分野のバイヤー
- デザイナー、クリエイター等

※提案内容には具体的に招へいできる関係者を提案すること。

フィールドワークでは、以下の内容を想定する。

- 繊維関連事業者（工場、企業等）の視察（数社程度）
- 群馬県繊維工業試験場の視察、ヒアリング
- 事業者、産地組合等へのヒアリング
- 産地の強み・弱みの把握
- 他産地やマーケットとの比較視点による評価

※招へいする有識者等の人選等について提案内容を踏まえ県と協議のうえ決定すること。

(3) 産地分析及び今後必要となる機能の整理

フィールドワーク及び事前調査を踏まえ、主に以下の観点から分析・整理を行うこと。

- 桐生産地の強み・弱み
- 群馬県繊維工業試験場に求められる役割、機能
- 今後成長が見込まれる分野や可能性
- 国内外市場を見据えた産地のポジショニング
- 産地として不足している機能
- 人材育成
- 企画・デザイン機能
- 営業・販路開拓機能
- 情報発信・ブランディング機能
- 産地内外をつなぐハブ機能 等

※項目については、県と協議の上、決定すること。

(4) GUNMA TEX BASE 構想に向けた情報整理

分析結果を踏まえ、桐生産地の担うべき役割や機能について、以下の内容を整理すること。

- 群馬県繊維工業試験場に求められる拠点としての主な機能
- 想定される利用者像
- 産地内外との連携のあり方
- 今後の検討に向けた課題・論点

(5) 打合せ・進行管理

- 業務開始時、中間、成果物提出前等、必要に応じて県との打合せを行うこと
- 打合せ内容は適切に記録し、業務に反映させること

(6) 中間とりまとめ及び報告書作成

- 受託者は、最終成果物の作成に先立ち、本業務の進捗状況及び現時点における分析・整理内容を取りまとめた中間とりまとめを作成し、県に提出すること。
- 中間とりまとめ提出期限は、令和8年10月2日（金）とする。
- 中間とりまとめの内容は、以下を想定する。
 - ・ フィールドワークの実施概要
 - ・ 主なヒアリング内容の整理
 - ・ 産地分析に関する概要および論点整理
- なお、中間とりまとめは最終成果物の完成稿を求めるものではなく、収集した情報や検討途中の内容を整理した形式で差し支えないものとする。
- 最終的な業務報告書については、令和8年10月30日（金）までに提出すること。

5 成果物

以下の成果物を提出すること。

業務報告書（紙及び電子データ）

- 業務概要
- 調査・フィールドワーク内容
- 産地分析結果
- 今後必要となる機能の整理
- ヒアリング概要
- フィールドワーク記録
- 写真等（必要に応じて）

※その他、産地の分析に必要な項目があれば提案すること。

6 企画提案に係る基本事項

- 有識者等のネットワークや専門性を活かした、深度のある分析を行うこと
- 本仕様書に記載の内容にとどまらず、目的達成に有効と考えられる提案があれば、積極的に提案すること

7 実績報告書

事業が完了したときは、速やかに実績報告書を作成し、提出すること。

8 その他

- (1) 業務実施に当たっては、県と連携を密にし、必要な打ち合わせ・相談を行い、仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、県と協議して決定するものとする。
- (2) 委託により作成された成果品に関する全ての権利（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、群馬県に帰属するものとする。
- (3) 本業務は、国の交付金（地域未来交付金等）を財源に実施する予定のため、法令、国及び県の会計、財務規定に従った処理を行うこと。また、適正な経理が行われていることを確認するため、中間検査及び完了検査、事業終了後の事務監査等（国の会計実地検査を含む）を行う場合がある。なお、本事業に関する証拠書類は、事業終了後5年間保存すること。
- (4) 仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議して決定すること。